

中高連 団体保険制度の概要

1. 生徒への補償に備える団体保険制度

(1) 中高連 私立学校賠償責任保険制度

- ① 保険期間：毎年6月1日から1年間 ② 加入校数：798校
- ③ 補償内容：学校施設の欠陥や管理上のミス、学校業務遂行中（授業・クラブ活動・修学旅行等）に生じた事故によって生徒や保護者などの第三者の身体に障害を与えた際の治療費や慰謝料、財物に損害を与えた際の修理費などを補償します。（学校が賠償責任を負担する場合が対象）

(2) 中高連 私立学校スクールプロテクター保険制度

- ① 保険期間：毎年6月1日から1年間 ② 加入校数：332校
- ③ 補償内容：私立学校賠償責任保険では補償の対象とならない「学校の事務手続きのミス」「入試での合否判定ミス」「個人情報への漏えい」「体罰・セクハラ・いじめ・差別」によって発生した生徒（保護者）の経済的な損失を補償します。（学校が賠償責任を負担する場合が対象）

(3) 中高連 生徒傷害保険制度

- ① 保険期間：毎年6月1日から1年間 ② 加入校数：22校
- ③ 補償内容：生徒が学校管理下中（授業中・クラブ活動中など）に偶然な事故により、ケガをした際に死亡・後遺障害保険金、入院・通院保険金をお支払いする制度です。（学校側に責任がない場合も対象）

(4) 中高連 生徒賠償責任・自転車保険制度

- ① 保険期間：4月1日から1年間 ② 加入校数：26校
- ③ 補償内容：生徒の自転車事故によるケガ、また、自転車事故を含めた日常生活における賠償事故や学校管理下動産等の損壊により法律上の損害賠償責任が発生した場合も補償します。（受託物の損壊、紛失または盗難を除く「示談交渉サービス」付）

2. 教職員・役員への補償に備える団体保険制度

(5) 中高連 私立学校教職員法定外労災保険制度

- ① 保険期間：毎年4月1日から1年間 ② 加入校数：23校
- ③ 補償内容：教職員が業務上災害または通勤途上災害によって、身体に障害を負った場合に、政府労災保険に上乗せして保険金をお支払いする制度です。（政府労災の認定が必要）

(6) 中高連 学校法人役員傷害保険制度

- ① 保険期間：毎年4月1日から1年間 ② 加入法人数：37法人
- ③ 補償内容：理事など学校の役員が業務上災害・通勤途上災害に関わらず、ケガをした際に

(7) 中高連 学校法人役員賠償責任保険制度

- ① 保険期間：毎年6月1日から1年間 ② 加入法人数：70法人
- ③ 補償内容：学校法人の役員（理事・監事・評議員）が、役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、損害賠償金や争訟費用等を保険金としてお支払いする制度です。

※加入校数は令和7年3月末現在。各制度とも保険期間の途中での加入も可能です。